

令和6年度 第2回 薬事審議会
化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会

資料 1 - 1

2025（令和7）年2月6日

家庭用品の化学的安全性確保に向けた検討対象物質選定 スキームについて

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課

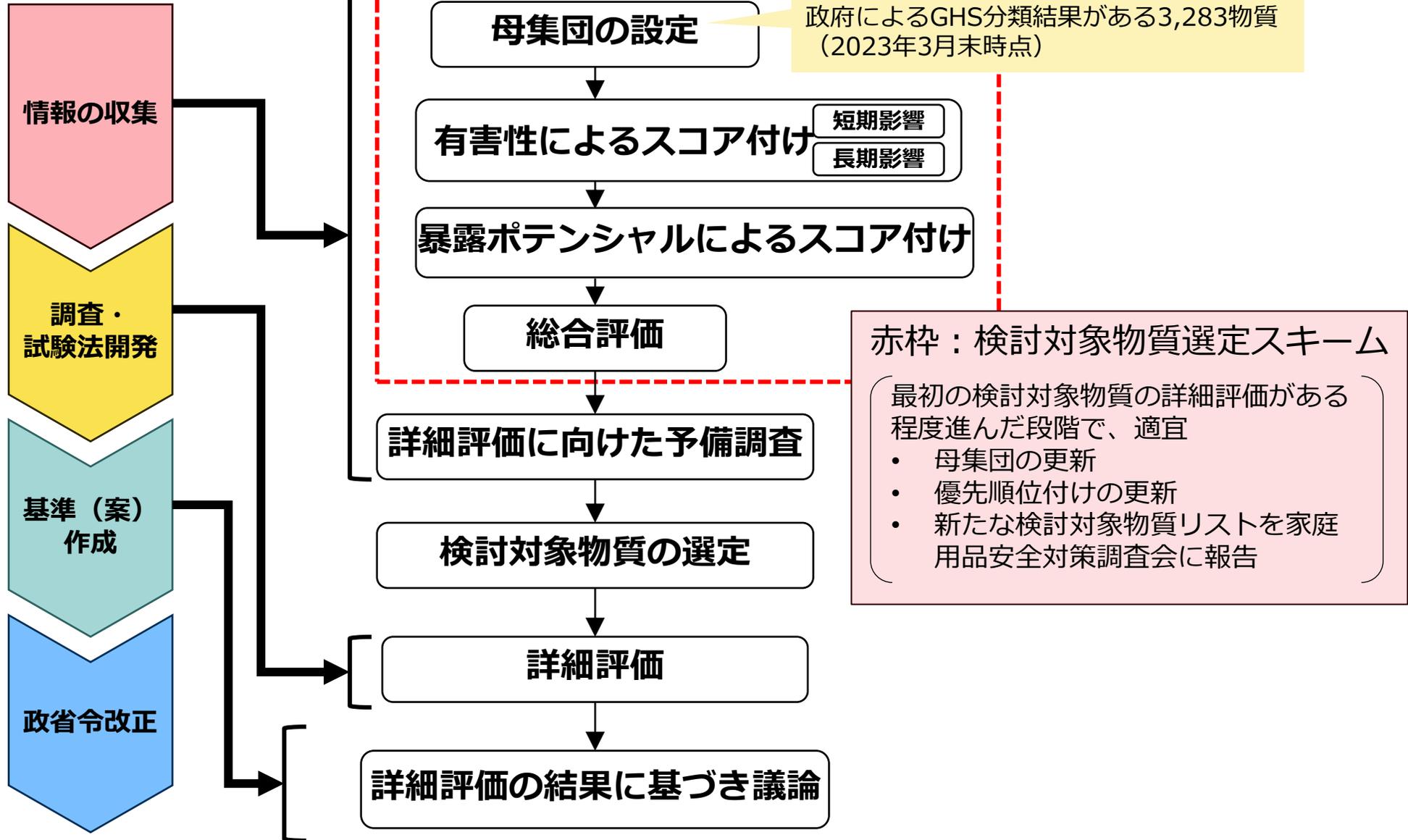
化学物質安全対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

具体的な検討の流れと検討対象物質選定スキームの位置づけについて

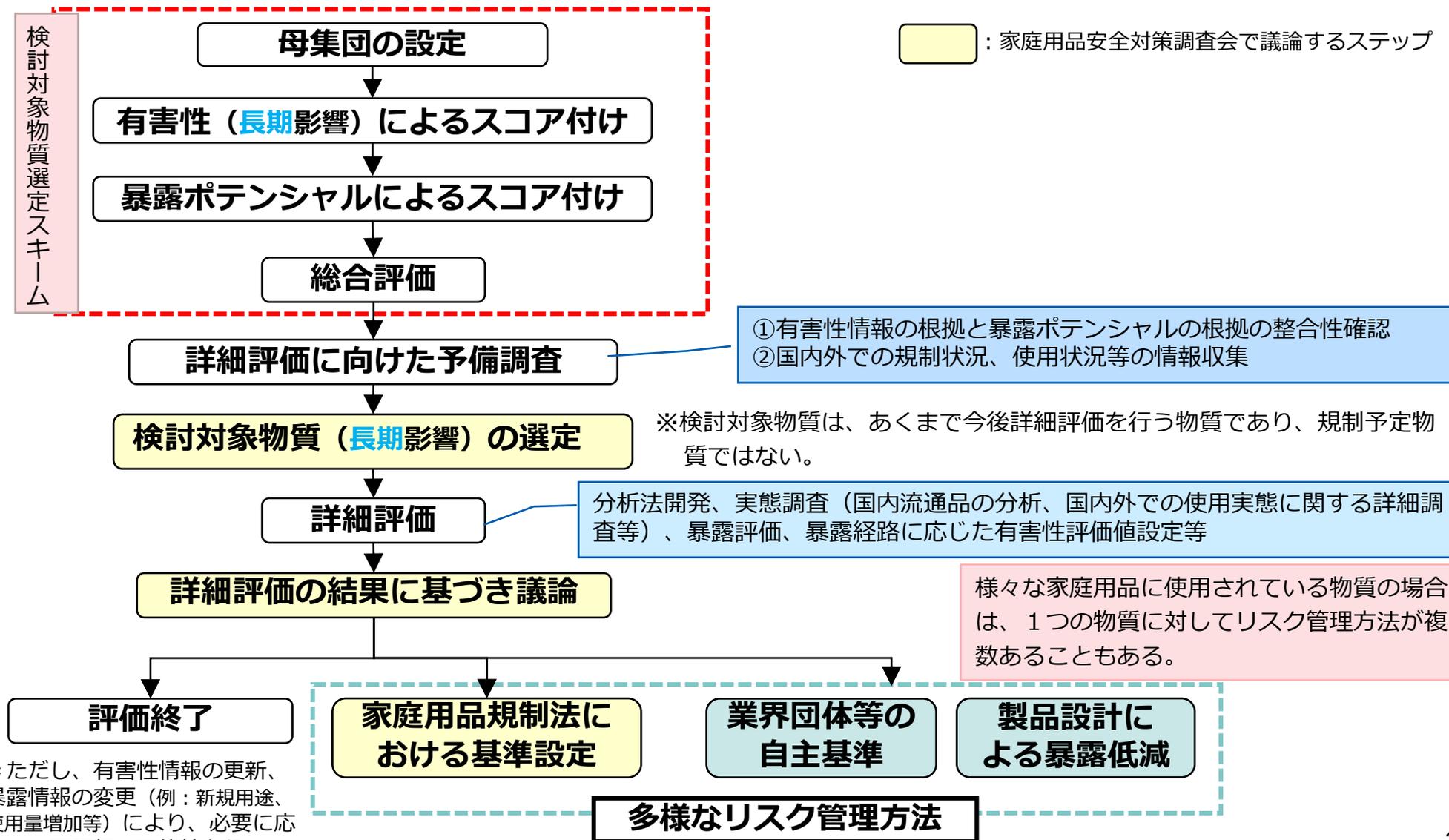
原則的なスキーム (H24)

今回提案する具体的な検討の流れ



検討対象物質選定スキームとその後の進め方について（長期影響）

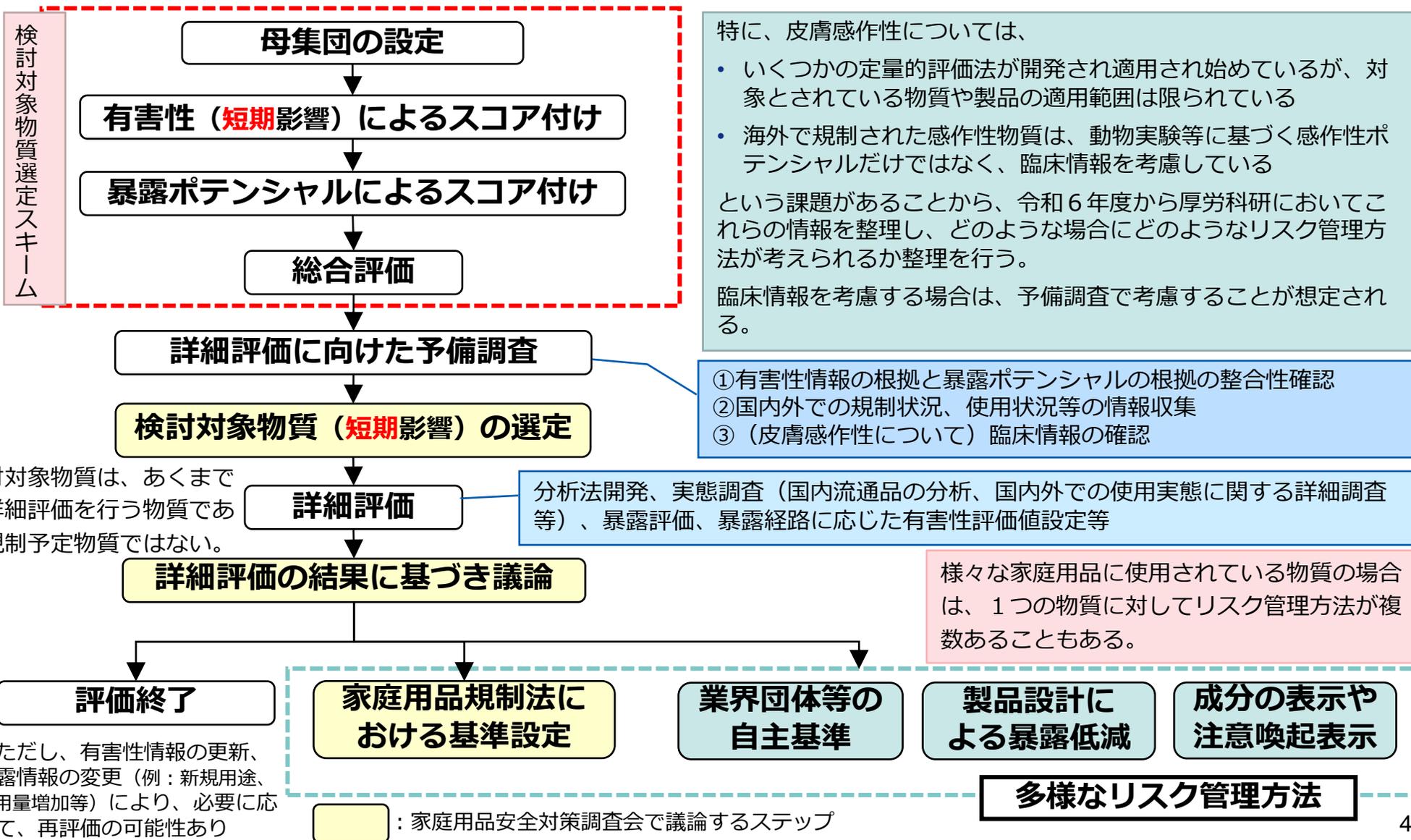
※保健衛生上、緊急を要すると認められる場合等においては、本スキームによらず基準設定をすることがある。



*ただし、有害性情報の更新、暴露情報の変更（例：新規用途、使用量増加等）により、必要に応じて、再評価の可能性あり

検討対象物質選定スキームとその後の進め方について（短期影響）

※保健衛生上、緊急を要すると認められる場合等においては、本スキームによらず基準設定をすることがある。



特に、皮膚感作性については、

- いくつかの定量的評価法が開発され適用され始めているが、対象とされている物質や製品の適用範囲は限られている
- 海外で規制された感作性物質は、動物実験等に基づく感作性ポテンシャルだけではなく、臨床情報を考慮している

という課題があることから、令和6年度から厚労科研においてこれらの情報を整理し、どのような場合にどのようなリスク管理方法が考えられるか整理を行う。

臨床情報を考慮する場合は、予備調査で考慮することが想定される。

- ①有害性情報の根拠と暴露ポテンシャルの根拠の整合性確認
- ②国内外での規制状況、使用状況等の情報収集
- ③（皮膚感作性について）臨床情報の確認

分析法開発、実態調査（国内流通品の分析、国内外での使用実態に関する詳細調査等）、暴露評価、暴露経路に応じた有害性評価値設定等

様々な家庭用品に使用されている物質の場合は、1つの物質に対してリスク管理方法が複数あることもある。

*ただし、有害性情報の更新、暴露情報の変更（例：新規用途、使用量増加等）により、必要に応じて、再評価の可能性あり

：家庭用品安全対策調査会で議論するステップ

多様なリスク管理方法